

建設汚泥再生利用指針検討委員会

第3回議事概要

日時：平成17年12月12日(月) 10:00~12:00

場所：国土交通省低層棟1階共用会議室2A・2B(霞ヶ関合同庁舎2号館)

議事概要：

(1) 第2回資料の修正点について

日本土木工業協会阪本委員：資料1-6では、生活環境上の基準は「土壤汚染対策法に基づく溶出基準・含有量基準を原則とする」とあり、品質確保方法では「土壤の汚染にかかる環境基準に適合していること」となっている。平成17年7月25日の環境省通達では土壤環境基準を引用していることから、土壤環境基準に統一するべきではないか。

嘉門委員長：建設汚泥の再生材を利用する場合には、含有量に関する基準も必要であると考えられる。溶出量の基準はほぼ同じなので土壤汚染対策法の基準でよいのではないか。この点について環境省としての意見はどうか。

環境省関委員：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準の目標を定めたものが環境基準であり、満たしている必要がある。土壤汚染対策法の基準は調査や対策が必要な基準であり環境基準と考え方は異なる。

国立環境研究所大迫委員：現場間利用を前提とした土質材料利用の用途については、土壤環境基準あるいは土壤汚染対策法の基準を適用し、土質材料利用以外の市販品利用について、製造者責任の下にそれぞれでルールをつくっていくという理解でよいか。土壤汚染対策法の基準には溶出量については土壤環境基準を適用しているので、全体として資料1-6の考え方は理解できる。なお、土壤環境基準では金属系の8項目について、地下水と離れた上部に汚染された土壌がある場合には、基準値の3倍まで認めることになっているが、汚泥再生品の生活環境上の基準についても同様の扱いになるのか。

嘉門委員長：土質材料利用と市販品利用の生活環境保全上の基準の考え方は、そのような理解でよい。3倍基準の考え方も土壤環境基準には入っていることは承知しているが、法的な根拠との関係等もあると思うので、事務局で持ち帰り再度検討して修正して欲しい。

日本土木工業協会阪本委員：現場で混乱が生じないように基準等を定めて欲しい。

東京都都市整備局宮田委員代理：資料1-6の土質材料としての利用用途は、土木工事のみとなっているが、建築工事での利用用途についても追加していただきたいと考えている。東京都で必要な資料を作成するので検討して欲しい。

嘉門委員長：建築工事では「工作物の埋め戻し」の基準を準用しているのではないか。

東京都都市整備局宮田委員代理：必要な品質はやや異なるので、利用用途として明示し、より明確にしたい。

嘉門委員長：次回委員会で提案して頂きたい。

(2) 建設汚泥の再生利用促進に向けた基本的考え方について

嘉門委員長：個別指定による再生利用を行う場合の、「発注者の取組み」の法的な位置付けはどう

なっているのか。

日本建設業団体連合会島田委員：個別指定を行う場合の「発注者の取組み」を考える場合には、建設汚泥を搬出する側と、建設汚泥再生品を利用する側を区別する必要がある。個別指定は利用側が申請するが、発注者が行うのか、元請業者が行うのかを整理する必要がある。

東京都都市整備局宮田委員代理：もともと、国・都道府県については産業廃棄物処理業の許可は不要であり、自ら建設汚泥の処理を行うことができる。ただし、工事請負の形態をとるので個別指定の手続きをする場合があるが、発注者が指定をとり、工事請負者（排出事業者）を契約条件によって縛り工事間利用を指示すればよい。また、公共工事土量調査のように事前に調整する仕組み（建設汚泥調査とその結果をもとに各地方建設副産物対策連絡協議会で利用調整）をつくれればより明確になる。

嘉門委員長：東京都で発生した建設汚泥を千葉県で利用する等、都道府県を越える場合でも可能か。

東京都都市整備局宮田委員代理：個別指定については各都道府県等で規則を定めている。質問のケースについては、東京都と千葉県でそれぞれ個別指定をした上で協定を結ぶか、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会で決めればよいのではないかと。ただし規則を定めればそれで十分というわけではなく、現場の担当者向けのモデルとなる「手続きマニュアル」を作成し提示したりすることが効果的と考えられる。必要であれば東京都から資料を提供する。

嘉門委員長：東京都の事例はモデルとして是非取り入れて欲しい。発注者の再生利用促進に関する努力が形として現れるようにして欲しい。

千葉県県土整備部楠本委員代理：現在、建設汚泥再生品の競合品である建設発生土は余っている状況にある。土質材料の受け皿の拡大等についても検討しなければ有効利用は進まないのではないかと。

事務局：建設発生土との競合についての対応は、経済的な優位性を持たせる方法と受け皿を確保する方法がある。経済的な優位性をもたせるのは難しいが、中間処理業者を介した個別指定制度により利用側の現場が無償で建設汚泥再生品を入手できる仕組みづくりを検討したい。また、受け皿の拡大については原則化ルールを導入することによる積極利用といった方向で検討したい。

国土交通省建設業課牧委員：直轄工事については原則化ルールにより建設汚泥を積極的に利用するが、建設汚泥は廃棄物であり搬出先が限られるので、都道府県についても同様に建設汚泥の受け皿の拡大を進めて頂きたい。

嘉門委員長：これまで、建設汚泥の再生利用については、自ら利用、有償売却、個別指定といった方法を整理していたが、その境目が曖昧になっているのではないかと。基本的考え方については、明確な枠組を示すことが極めて重要であり、選択に迷う部分は無くす必要。他に不明な点があれば事務局まで連絡して欲しい。

（３）公共工事での利用拡大について

全国産業廃棄物連合会浜野委員：原則化ルールについては是非進めて欲しいが、利用する立場の施工業者は新材の代わりに再生材を受入れることは品質の観点から見て可能なのか。

日本土木工業協会阪本委員：再生材を利用する立場としては、要求品質に合致していることと価

格が重要となるが、発注者からの指定ということになればその資材を用いることとなる。施工業者の自由な判断という場合には、価格面での判断が大きくなる。

全国産業廃棄物連合会浜野委員：再生材利用を原則化するためには、再生材の価格が重要と思われる。

嘉門委員長：土質材料以外の用途については特定調達品目に位置付ける方向で検討することで問題ない。工事間利用する場合のインセンティブ付与が難しい。

東京都都市整備局宮田委員代理：建設汚泥を資源有効利用促進法の指定副産物に追加していただきたいと考える。また、公共工事では、建設汚泥の再資源化施設は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)上で検索して選択しており、積算にも活用している。再生品の価格等も検索できるので、指針に明確に記載して欲しい。

また、再生材の利用にあたっては、現在新材を利用している現場については、道路管理者や河川管理者等の指定によるところが大きいのので、この点についても対策が必要である。

日本土木工業協会阪本委員：建設汚泥の中間処理施設数が230施設とあるが、この内再資源化を行っている施設はどの程度なのか。また、再資源化施設への搬出について50kmとあるが、これは直線距離を意味しているのか。

事務局：再資源化施設数については全国で約200施設ある。再資源化施設への搬出距離については、この資料ではあくまで例として50kmで試算したものであり、具体的な距離の設定については今後国土交通省内部で詰めていきたい。

嘉門委員長：建設発生土の工事間利用は実際には10km程度で行っているものと思う。本当に50kmもの搬出が可能なのか、検討して欲しい。

嘉門委員長：建設発生土及び建設汚泥の搬出量や土砂利用量については、やや実感と離れた数値となっている。これらの数値については事務局で再確認して欲しい。

(4) パイロットケースの実施、関係者の役割の徹底について

千葉県県土整備部楠本委員代理：関係者の役割の徹底の「工事発注部局」とは都道府県も含まれるのか。例えば千葉県においては建設発生土の搬出量が多いなど地域により状況は異なる。

事務局：工事発注部局には都道府県・市町村も含まれる。原則化ルールの適用外ではあるが、出来る限り同様の取り組みをお願いしたい。

関東建設廃棄物協同組合齊藤委員：千葉県でモデル的に実施するケースでの中間処理業者は千葉県内の業者のみを想定されているのか。

千葉県環境生活部飯田委員代理：原則として千葉県内の中間処理業者のみを想定している。しかし、利用工事で要求する再生品のスペックまで処理できる千葉県内の中間処理業者は多くないため、県内の中間処理業者で対応できない場合は、近隣都県の中間処理業者も視野に検討していくこととなる。

(5) その他

嘉門委員長：本日の討議を反映し、次回委員会までに「建設汚泥再生利用指針検討委員会」報告

書(案)を作成して欲しい。

事務局：本日の資料については、議事概要を照会の上、議事概要とともに公表したい。

事務局：第4回委員会については2月24日(金)10:00～、第5回委員会については3月22日(水)10:00～で開催する。

以上